

○佐賀県文化財保護指導委員設置規則

昭和五十一年三月三十日
佐賀県教育委員会規則第十六号

(設置)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百五条の二の規定に基づき、佐賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に文化財保護指導委員（以下「指導委員」という。）を置く。

(業務)

第二条 指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をすることにも、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

2 指導委員は、前項の業務に従事するときは、文化財保護指導委員の証（様式）を携行し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(任命)

第三条 指導委員は、学識経験のある者で特に文化財に関し知識と熱意を有するものうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第四条 指導委員の任期は、一年とする。ただし、任期の中途において辞任し、又は解任された者の補欠として任命された指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 指導委員は、再任されることができる。

(報告)

第五条 指導委員は、毎月の文化財の巡視状況等について教育委員会に報告しなければならない。

(病気等の届出)

第六条 指導委員は、病気その他の事故により業務に従事できないときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。